

食品の製造、販売等を行う方へ

～食品関係営業届出制度について～

食品衛生法が改正され、令和3年6月から営業届出の制度が創設されました。営業許可の対象外となる営業であっても、次の届出業種に該当する場合は保健所に届出をする必要があります。また、食品衛生責任者の設置、HACCPに沿った衛生管理が必要です。

届出業種

営業許可が必要な業種以外の全ての営業は届出が必要です。ただし、一部の営業は届出が不要です。（2ページ参照）

【販売業】

（例）

- 魚介類販売業（包装品を仕入れて販売するのみ）
- 食肉販売業（包装品を仕入れて販売するのみ）
- 乳類販売業
- 野菜果物販売業
- 通信販売・訪問販売による販売業
店舗を設けず、飲食料品を販売する営業
- その他の食料・飲料販売業
弁当やそうざい、冷蔵・冷凍保存が必要な食品など、様々な食品を販売する営業

【製造・加工業】

（例）

- コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く）
コーヒー生豆を焙煎、粉碎してコーヒーを製造または加工する営業
- 農産保存食料品製造・加工業
果実及び野菜を原料として保存食料品（切り干し大根、乾燥果実等）を製造または加工する営業
- 精穀・製粉業
小麦粉の製造または加工、米穀のとう精や大麦、裸麦の精穀、米粉や大豆粉、そば粉、トウモロコシ粉、その他の穀粉を製造または加工する営業

【調理業】

（例）

- 集団給食施設
営業以外の場合で、学校、病院その他の施設において継続的に不特定または多数の人に食品を提供する施設（調理を委託する場合、飲食店営業の許可が必要な場合あり。）

届出が不要な業種

- ・ 食品又は添加物の輸入業
- ・ 食品又は添加物の貯蔵または運搬のみをする営業（ただし、冷凍または冷蔵倉庫業は届出が必要な業種）
- ・ 常温で保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがないものを販売する営業（例：包装されたスナック菓子、ペットボトル飲料、カップ麺等）
- ・ 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業
- ・ 器具・容器包装の輸入または販売業

※このほか、学校・病院等の営業以外の給食施設のうち1回の提供食数が20食程度未満の施設や、農家・漁家が行う採取の一部と見なせる行為についても、営業届出は不要です。

許可業種

- | | |
|---|-----------------|
| 1. 飲食店営業 | 17. 冰雪製造業 |
| 2. 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 18. 液卵製造業 |
| 3. 食肉販売業（包装品の販売のみの場合を除く） | 19. 食用油脂製造業 |
| 4. 魚介類販売業（包装品の販売のみの場合を除く） | 20. みそ又はしょうゆ製造業 |
| 5. 魚介類競り売り営業 | 21. 酒類製造業 |
| 6. 集乳業 | 22. 豆腐製造業 |
| 7. 乳処理業 | 23. 納豆製造業 |
| 8. 特別牛乳搾取処理業 | 24. 麺類製造業 |
| 9. 食肉処理業 | 25. そうざい製造業 |
| 10. 食品の放射線照射業 | 26. 複合型そうざい製造業 |
| 11. 菓子製造業 | 27. 冷凍食品製造業 |
| 12. アイスクリーム類製造業 | 28. 複合型冷凍食品製造業 |
| 13. 乳製品製造業 | 29. 漬物製造業 |
| 14. 清涼飲料水製造業 | 30. 密封包装食品製造業 |
| 15. 食肉製品製造業 | 31. 食品の小分け業 |
| 16. 水産製品製造業 | 32. 添加物製造業 |

※1から32に該当する業種は営業許可が必要です。また、許可を取得するには岡山県食品衛生法施行条例で定める施設基準に合致した施設が必要です。

営業許可申請は営業所所在地を管轄する保健所で行います。不明な点があれば、保健所へご相談ください。

営業届出の手続き

営業届出は、営業所所在地を管轄する保健所で行います。

届出に必要な書類

- 1 営業届出書（4 ページ参照）
（様式：https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/724245_6578708_misc.pdf）
 - 2 食品衛生責任者の資格を証明するもの（食品衛生責任者手帳等）
- ※ 手数料はかかりません。

なお、営業届出は厚生労働省のシステムでインターネットを通じて提出することもできます。

食品衛生申請等システム：<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



～食品衛生責任者について～

食品衛生責任者になるには、食品衛生責任者養成講習会を受ける必要があります。ただし、下記に該当する方は、講習会が免除されます。

- 食品衛生監視員または食品衛生管理者の資格を有する方
- 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者または船舶料理士の免許を有する方
- 他県等で講習会を受けた方

食品衛生責任者養成講習会の日程はこちらでご確認ください。

主催者団体ページ（岡山県食品衛生協会）：<http://oka-shoku.jp>



届出手続きの留意点

● 許可営業と届出営業、どちらも行う場合

営業許可の申請に加え、営業の届出も行う必要があります。

● 同じ施設で複数の届出が必要な行為を行う場合

代表的な業種について届出を行ってください。

● 届出事項に変更があった場合

変更届（5 ページ参照）を提出してください。

（様式：https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/724245_6578709_misc.pdf）

● 営業をやめた場合

廃業の届出が必要です。

（様式：https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/724245_6578710_misc.pdf）

※変更、廃業の届出は食品衛生申請等システムで行えます。

営業届の書き方

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		届出日を記入する。
備前 保健所長 殿 営業許可申請書（新規、継続）・営業届 食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。 ※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）		
申請者・届出者情報	郵便番号：○○○-○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○ FAX番号：○○○-○○○-○○○○ 電子メールアドレス：store1234@△△△.jp 法人番号：○○○○○○○○○○○○○○○	公開される情報（届出者氏名・住所、営業施設名称・所在地・連絡先）に不都合がある場合にチェックする。 届出者の電話番号、住所、氏名、生年月日などを記入する。 【法人】登記事項証明書のとおり記入する。 【個人】自宅住所を都道府県名から記入する。
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 岡山県岡山市○区○町○丁目○番○号 法人のみ記入 （フリガナ）カブシキガイシャ △△ストア タイヒョウトリシマリヤク ショクビン タロウ （生年月日） 申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 株式会社 △△ストア 代表取締役 食品 太郎 昭和○○年 ○ 月 ○ 日生	
営業施設情報	郵便番号：○○○-○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○ FAX番号：○○○-○○○-○○○○ 電子メールアドレス：store1234-◇◇@△△△.jp	営業施設の電話番号、住所（※1）、氏名、生年月日などを記入する。 食品衛生責任者の資格の種類（※2）、氏名を記入する。 6ページ表1を参考に記入する。 すでに手引書を参考に組み込んでいる方は、原則「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」にチェックする。 6ページ表2から該当する形態を記入する。複数の届出がある場合は代表的な業種を一つだけ記入する。 自動車営業の場合は自動車登録番号を記入する。 届出手続きの担当者の氏名、電話番号を記入する。
	施設の所在地 岡山県○○市○○町○丁目○番○号	
	（フリガナ）△△ストア ◇◇テン 施設の名称、屋号又は商号 △△ストア ◇◇店	
	（フリガナ）ショクビン ハナコ 食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 食品 花子	
	資格の種類 食官・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 受講した講習会 都道府県知事等の講習会（通称と認める場合を含む） 講習会名称 岡山県食協 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 自由記載 野菜、果実、生鮮肉類、乳、加工食品	
	自動販売機の型番 業態 その他の食料品	
	HACCPの取組 ☐ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限り。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設 ☐	すでに手引書を参考に組み込んでいる方は、原則「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」にチェックする。 6ページ表2から該当する形態を記入する。複数の届出がある場合は代表的な業種を一つだけ記入する。 自動車営業の場合は自動車登録番号を記入する。 届出手続きの担当者の氏名、電話番号を記入する。
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 ☐	
営業届出	営業の形態	備考
	1 その他の食料・飲料販売業	
	2	
	3	
担当者	（フリガナ）ショクビン ジロウ 担当者氏名 食品 次郎 電話番号 ○○○-○○○-○○○○	

※1 移動して営業を行う場合

施設の保管場所（県外の場合は主な営業場所）の市又は町名まで記入し、括弧書きで「県内一円」と記入する。

例：岡山県瀬戸内市（県内一円） 岡山県吉備中央町（県内一円）

※2 食品衛生責任者の資格

資格の種類の略称については以下のとおりです。該当する資格に○をつけてください。

食官：食品衛生管理者 食監：食品衛生監視員 調：調理師 製：製菓衛生師 栄：栄養士
 船舶：船舶料理士 と畜：衛生管理責任者（と畜場法） 食鳥：食鳥処理衛生管理者

食品衛生責任者の養成講習会を受講した方は都道府県知事等の講習会に○をつけ、受講した講習会の名称（都道府県名等）と受講年月日を記載してください。

変更届の書き方

様式第9号

【表面（白抜き箇所）：許可・届出共通】

令和 〇 年 〇 月 〇 日

※赤枠内については変更がある項目のみ記載して下さい。

※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

整理番号： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※申請者、届出者による記載は不要です。

備前保健所長 殿

営業許可申請書（営業届）（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス： milk1234@△△△.jp	法人番号：	
申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 岡山県備前市〇〇町〇〇丁目〇番〇号		
（ふりがな） しょくひん たろう （生年月日）		
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 食品 太郎 昭和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生		
郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
電子メールアドレス： milk1234@△△△.jp		
施設の所在地 岡山県備前市〇〇町〇〇丁目〇番〇号		
（ふりがな） びぜんぎゅうにゅうはんばいてん		
施設の名称、屋号又は商号 備前牛乳販売店		
（ふりがな） しょくひん じろう		
※食料品が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		
食品衛生責任者の氏名 食品 次郎		
資格の種類 食糧・食糧・調・製・米・粉・油・と畜・食品		
受講した講習会 都道府県知事等の講習会（通正と認める場合を含む）		
講習会名称 岡山県食協 R3 年 6 月 1 日		
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 自由記載		
自動販売機の型番 業態		
HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に 指定成分等含有食品を取り扱う施設 ☐		
輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 ☐		
営業届出 営業の形態 1 乳類販売業 2 3		
備考		
（ふりがな） しょくひん じろう		
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
担当者氏名 食品 次郎		

次の項目に変更がある場合は
変更届の提出を必ず行ってく
ださい。

- 【届出者情報】
- （個人の場合）氏名、住所
（法人の場合）法人の名称・
所在地・代表者の氏名
- 【営業施設情報】
- 営業施設の名称、屋号又は商号
食品衛生責任者の氏名
主として取り扱う食品、添加物、
器具又は容器包装に関する情報
- 【営業の届出】
- 営業の形態
（自動車で営業をする場合）
自動車登録番号

- 届出した営業を特定するた
め、届出者情報、営業施設情
報、営業の形態等を記載す
る。
- 赤枠内は変更がある項目の
み記載する。
- 変更がある項目の項目名を
○で囲む。
- 変更届を提出する際には、変
更事項を明らかにする関係
書類（※3）を添えて、変更
のあった日から30日以内
に変更届を提出する。

※3 変更届を提出する際は、以下の書類を添えて提出してください。

変更内容	必要書類
（個人）	結婚、離婚等による氏名の改姓
（個人）	営業者（住まい）の変更
（法人）	法人の名称（商号）の変更
（法人）	本社所在地の変更
（法人）	代表者の氏名の変更
食品衛生責任者の変更	食品衛生責任者の資格を証明するもの（食品衛生責任者手帳等）
自動車登録番号の変更	自動車検査証など新たな番号がわかるもの
営業施設の名称、屋号、その他の項目の変更	なし

表 1 主として取り扱う食品等

分類	主として取り扱う食品等
自動販売機	飲料自動販売機
	食品自動販売機
農産食品	米穀
	麦類
	雑穀
	豆類（種子用及び未成熟のものを除く。）
	粉類（雑粉、豆粉、いも粉等を含む。）
	でん粉
	野菜
	果実
	その他の農産食品
畜産食品	生鮮肉類（冷蔵または冷凍鮮肉を含むが冷凍食品は除く。）
	乳
	食用鳥卵
	はちみつ
	その他の畜産食品（加工製品を除く。）
水産食品	魚類
	貝類
	水産動物類（魚類、貝類及び海産ほ乳類を除く。）
	海産ほ乳動物類
	海藻類
農産加工食品	野菜加工品
	果実加工品
	茶、コーヒー及びココアの調製品
	香辛料
	めん・パン類
	穀類加工品
	菓子類
	豆類の調製品
	その他の農産加工食品
畜産加工食品	肉製品
	酪農製品
	加工卵製品
	その他の畜産加工食品
水産加工食品	加工魚介類
	加工海産類
	その他の水産加工食品
その他の食料品	調味料及びスープ
	食用油脂
	調理食品
	他に分類されない食料品
飲料、氷	アルコールを含まない飲料
	アルコールを含む飲料（医薬用を除く。）
	氷
添加物	添加物
器具	合成樹脂製の器具
容器包装	合成樹脂製の容器包装

（日本標準商品分類）

表 2 営業の形態

営業の形態	
1	魚介類販売業（包装済の魚介類のみの販売）
2	食肉販売業（包装済の食肉のみの販売）
3	乳類販売業
4	氷雪販売業
5	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）
6	弁当販売業
7	野菜果物販売業
8	米穀類販売業
9	通信販売・訪問販売による販売業
10	コンビニエンスストア
11	百貨店、総合スーパー
12	自動販売機による販売業（5及び営業許可の対象となる自動販売機を除く）
13	その他の食料・飲料販売業
14	添加物の製造・加工業（食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
15	いわゆる健康食品の製造・加工業
16	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
17	農産保存食料品製造・加工業
18	調味料製造・加工業
19	糖類製造・加工業
20	精穀・製粉業
21	製茶業
22	海藻製造・加工業
23	卵選別包装業
24	その他の食料品製造・加工業
25	行商
26	集団給食施設
27	器具、容器包装の製造/加工業（合成樹脂が使用された器具または容器包装の製造、加工に限る。）
28	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
29	その他

岡山県備前保健所衛生課 食品衛生班

〒703-8278

岡山県岡山市中区古京町1-1-17

電話 086-272-3947

E-mail bizen-syoku@pref.okayama.lg.jp

備前保健所所管区域

〔玉野市、瀬戸内市、吉備中央町、
赤磐市、備前市、和気町〕

FAX 086-272-3910